



幼児教育・保育の無償化 スタート

10月から幼児教育・保育の無償化が始まります。8月号の市政だよりに掲載されています。

無償化の内容は

1. 幼稚園、認可保育園、認定こども園などの3才から5才児クラスの子どもの利用料、0から2才児クラスの保育の必要な子どもで住民税非課税世帯の利用料が無償化されます。
2. 幼稚園、認定こども園の預かり保育の3才から5才児クラスの利用料が月額11,300円まで無償化。
3. 認可外保育施設や一時預かり事業の保育の必要な3才から5才児クラスの利用料が月額37,000円まで無償化、0から2才児クラスの保育の必要な子どもで住民税非課税世帯は月額42,000円まで無償となります。

利用料が支払後に戻ってくるのは

認可外保育施設、幼稚園・認定こども園の預かり保育、一時預かり事業等では、利用料をいったん支払後、領収書などを添付し、市に請求書送付後に支払われます。対象の人が、10月1日からの無償化になるためには、9月13日までに認定申請書を提出する必要があります。

認可外保育施設無償化！ 保育の質は大丈夫か？

岡山市は、全ての認可外保育施設が無償化の対象になります。認可外保育施設は保育士が全体の1/3、特任登録保育施設でも保育士は1/2です。認可保育園は、全員保育士です。全国市長会では「保育の質が確保されない施設まで一律に無償化とするのは問題だ」としています。それを受け政府は、自治体が条例で

無償化の範囲を制限できるように、自治体に丸投げしました。保育園入園希望のうち入れない児童が1000人以上の岡山市の現状では、認可外保育施設を無償化の対象から外す選択は厳しいですが、それならば保育の質を重視し、認可外保育施設の監督指導を行い、子どもの安全をきちんと保証する措置に力を入れる必要があります。と同時に、希望する子どもが認可保育園に入れるよう、整備を加速していきましょう。

副食費は無償化の対象外

保育園の利用料に副食費は含まれていたのですが、今回の無償化で幼稚園に合わせて、副食費は無償化の対象から外れました。保育園に揃えるという考えは無理でしょうか。

副食費については、年収360万円未満世帯の子ども、第3子以降の子どもは免除されます。ところが、認可外保育施設利用者（企業主導型保育も含む）にはこの減免制度は適用されないのです。おかしい！

無償化コールセンター(8月1日開設)
TEL 086-226-0202

わからないことは何でもお尋ねください。

市民ネット市政報告会

日時 2019年8月29日(木) 18:30～

場所 岡山市立東公民館 第2講座室
岡山市中区高屋344-1 TEL086-271-1911

*どなたでも参加できます。

市民ネット：羽場頼三郎(保健福祉・協働委員会)
鬼木のぞみ(総務委員会)
下市このみ(子ども・文教委員会)

下市このみ事務所からのお知らせ

- ▼9/5(木)～9/25(水) 9月定例岡山市議会
- ・下市このみ事務所夏季休暇 8/10(土)～18(日)
- ・野菜市は、8月14日(水)はお休みです。